

平成21年第18回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成21年12月14日

【開会】

【議案第1号～議案第15号審査】

日程第1	議案第1号	平成21年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）	1
日程第2	議案第2号	平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第2号）	19
日程第3	議案第3号	平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	20
日程第4	議案第4号	平成21年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第1号）	20
日程第5	議案第5号	平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第1号）	20
日程第6	議案第6号	平成21年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）	21
日程第7	議案第7号	平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第1号）	21
日程第8	議案第8号	督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例	22
日程第9	議案第9号	葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例	26
日程第10	議案第10号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求 めることについて	31
日程第11	議案第11号	岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協 議に関し議決を求めることについて	31
日程第12	議案第12号	岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減 少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し 議決を求めることについて	32
日程第13	議案第13号	財産の取得に関し議決を求めることについて	32
日程第14	議案第14号	財産の取得に関し議決を求めることについて	33
日程第15	議案第15号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	33

平成21年第18回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成21年11月18日(水)					
招集年月日	平成21年12月9日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成21年12月9日～平成21年12月15日 7日間					
会議の月日	平成21年12月14日(月) 開会10時00分 閉会13時42分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	1 番	柴田 勇雄		4 番	小谷地 喜代治	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 渕 文雄
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	教育長	村木 登	病院事務局長	鳩岡 修
	監査委員		農業委員会事務局長	遠藤 彰範
	総務企画課長	村上 久男	総務企画課総務室長	村中英治
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
	健康福祉課長	野頭 諭	総務企画課財政係長	大久保 栄作
農林環境エネルギー課長	荒谷 重			

(開会時刻 10時00分)

委員長 (高宮一明君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

議事の進行上、各委員および当局にお願いします。質問事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。また、質疑応答の際は、職名を言ってから簡潔にお願いします。

これから今日の議事日程に入ります。

最初に日程第1、議案第1号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

姉帯春治委員

18ページお願いします。今年もぬくもり助成をするようでございますけれども、これは昨年度より人数がどれくらいなのか。

それと、県からの補助金が、たしかあったと思いますけれども、この点についてはどうなっているのか、その辺をお願いします。

委員長 (高宮一明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (野頭諭君)

ぬくもり助成の質問についてお答えを申し上げます。

対象件数等については、昨年度と比較してどのようになっているかというふうなご質問1点目でございますけれども、基本的に今回の助成対象世帯等については、これまで実施してきた中身と同じでございます。1月1日現在において住民基本台帳に登録され、現年度の町民税が非課税であった世帯で、それぞれ満65歳以上で構成される世帯。あるいは身体障がい者等の手帳いずれかを所持している世帯。あるいは18歳未満の子を養育する母子、父子、並びに65歳以上の祖父母世帯というふうな、基本的な考え方については同じでございます。

高齢者の世帯については、昨年度は466件、今年度は477件ということで、プラス11件。それから障がい者がいる世帯が20年度が82件、今年度は108件、プラス26件でございます。それから高齢、あるいは障がい者の世帯については20年度が66件で、21年度が72件、プラス6件。それから母子、父子の世帯が昨年度が9件で、今年度は15件、プラス6件ということで、全体の対象件数が20年度は623件、21年度は672件で、対象世帯は49件増えてございます。

それから、県の補助はあるのかというふうなご質問でございますけども、今年度は県の補助、あるいは国の補助ともありません。全く町の単独で実施をするというふうな、基本的な考え方に立っているものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

補助対象になる部分については分かりましたけども、この県に対して廃止ということでございますけども、県全体ではどれくらいの町村が、こういうのを掲げているのか、もし分かっていたらお願いします。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野頭諭君）

全県下の状況はどのようになっているかというご質問でございますけども、過日 12 月 1 日の岩手日報の新聞報道によりますと、県内で今年度実施する方向、方針を固めたのは大船渡と葛巻町の 2 市町村にとどまっているというふうなことになるようでございます。

なお、基本的に昨年度と同じということで、町では 1 世帯当たり 6,000 円ということで助成額を定めておりますけれども、昨年度社会福祉協議会は社会福祉協議会の独自の施策として 2,000 円助成したところでございますけども、今年度も連携した形で実施をしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうなる、県からこないということは、県ではそういうふうなことを考えていなかったということになりますか。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野頭諭君）

お答えいたします。

これまで福祉灯油の考え方といたしまして、原油高の影響、あるいはガソリン、灯油等かなり大幅な、19 年度、20 年度については急激な上昇率があったというふうな経過

の中で、特に低所得者の世帯については、冬期間は特にも生活用品等負担が通常の季節よりも多いというふうなことで、いずれ基本的には、これまでは灯油のアップ分を助成してきたところでございます。それを基本ベースに考えてきたところでございますけども、今回町で考えているのは灯油、あるいはガソリンについては比較的19年度、20年度と比較しまして、それほど急激なアップにはなっていない。微増、何円かのアップはあるわけですけども、基本的には大幅なアップにはなっていない。ただ、昨年11月以来の、いわゆる世界的な恐慌といいますか、経済不況の中で特にも雇用の状況、あるいは経済状況というのが非常に厳しい中で、特に高齢者、あるいは障がい者の世帯等については経済的にも、かなり厳しい現状にあるというふうな認識の中で、冬場は特に灯油に関わらず、灯油、光熱費は特にかかるわけでございますけども、そういう部分で弱者世帯の負担軽減を図っていきたいという基本的な考え方に立ったものでございます。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず私としては、このような、葛巻町内は油の高騰ということで、これは始まりましたけれども、全体的に見れば、やはり厳しい状況が続いておりますので、このようなことをやっていただいて本当によかったなど、私一人の委員としてもそう思っております。終わります。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私から、最初に基本的な認識というふうな形で、ページ数は示さないで質問させていただきたいと思いますが、今回の一般会計の補正予算第5号では984,660,000円の多額の追加補正の内容になっているわけでございます。その内容を歳入で見ますと、国からの三つの交付金で747,040,000円、臨時財政対策債で95,040,000円、地域情報化事業で、過疎債で115,500,000円が主なものの内容でございますが、これが歳出において支出区分されるわけでございますが、提案説明の際には、こういったような何の検討資料もないまま提案説明を行い、私たちも非常に分かりづらい、誠に不親切極まりない、私は補正予算の提案説明と思いますが、こういったような審議ができないような中身に、私はなっているのではないのかなと思うわけです。

また、この地域情報化事業では8億を超える大型補正になっておりますが、どのような事業を進めていくのか、口頭だけで全員分かればいいのですが、私は非常に理解しがたいものがあるのではないのかなど、このように思うわけです。こういったような提案方法の説明を、もう少し私は内部検討したうえで、十分な資料等もそろえたうえで、今日のこの常任委員会で提案するのではなくて、本会議の席上で、やはり資料も提案すべ

き問題ではないのかなど、このように思います。

それから次に、今回給与条例が伴う補正も提案されているわけですが、これは、あくまでも根拠となる条例があり、補正予算が出てくるべきものだと思います。そういったような意味では、条例と補正予算は表裏一体と考えるのが、私の考えですが、単に減額だから、あるいは少額だからといって、こういったような形での提案方法はいかなものかなというふうに考えております。根拠があって予算があるわけですが、こういったような提案方法の仕方を最初にお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは提案の基本的な考え方といいますか、でございますが、今回の補正は、先ほどお話ありますように980,000,000円ほどの補正になったということ。その中で特に経済対策の部分でございますが、臨時交付金を受けての事業が940,000,000円ほどになっておるわけですが、そうした中で20事業ほど今回進めていく内容となっておりますが、説明の段階で大変、そういう準備をしないままに説明申し上げましたが、今回審議をいただく際に、その関連する資料ということで、今回遅れましたが準備をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

それからもう一つ、人事院勧告に係る給与改定に係る条例と予算の関係でございますが、これにつきましては、おっしゃるとおりの部分もあるわけではございますが、今回臨時議会と12月の定例会の関係でございますけれども、期間が少なかったといいますか、そういう状況もございまして、事務的に重複する、経済対策の部分、先ほども申し上げましたように20事業、そして940,000,000円ほどということになりまして、事業件数、あるいは多額な補正になったということなどもございまして、事務的にどうしても分離した形の中に作業を進めるというのが大変、何といいますか、期間もなく、大変難しい部分がありまして、今回のような形になったところでございます。いずれ今後提案の仕方といたしましては、おっしゃるとおりの部分もありますので、十分そういう考え方の基本を持ちながら執行させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず基本的な認識としますとですね、私は提案する方でも、こういったような区分がなされていなければ、なかなか分かりづらい面があるのではないですか。それから町民から、例えばこういったような多額のものが出ている場合に、何の資料もなく予算書だけだったら理解しにくいですね。そういったような部分は基本的な認識事項ではな

いのかと思っております。言い訳はどうにしろ、やはり分かりやすい資料、検討資料などを事前に配付していただき、審議を十分やはり尽くさなければ、町民の方々に大変私は失礼に当たると、こういうふうなことを、まず指摘しておきたいと思えます。

また、給与条例にしても私は同じような考え方でございますから、ただ単に議会に提案すれば通るのだというふうな安易な提案の仕方では私はいけないのではないのかなと。もう一度この点についてお答えをいただきたい。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほども申しあげましたように、決して安易に議会に、こういう形の中で提案しておるといふことではございません。先ほど申しあげましたような事情もございまして、大変提案の仕方として深く反省しておりますが、今後十分気をつけて提案させていただきたいと、このように思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の分については、次回から十分留意のうえご提案いただきたいということで、次の方に進めさせていただきたいと思うのですが、今回は第3セクター等の工事費等で非常に多い、多額の部分が、大盤振る舞いといっても仕方がないような補正内容になっておりますけれども、一方で現在苦しい、この町民生活が強いられているわけですが、この町民生活関連予算が、まずほとんど見当たらないと言っているほど少ない予算計上にあるわけですが。先ほどの質問にもありました、ぬくもり助成も4,030,000円程度の計上、ましてや、このぬくもり助成などは提案説明もなされないまま計上されているような、少額というふうに捉えられても致し方ないものではないのかなと、このように思っております。

また、緊急雇用創出にしても、歳入面で1,368,000円の交付金が10分の10で計上されているわけですが、歳出ではどこにあるのかも分からないような内容になって、こういったような住民に直結する予算関連が非常に見当たらないというふうな、私は感じを持っておりますけれども、こういったような部分についてはどうですか。9億、10億近いような補正予算の中で、いささかした町民生活関連予算しか計上されてこない、そういったような理由はどこにあるのでしょうか。まず、お答えいただきたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

まず、今回の補正予算につきましては、最初に概要を説明する段階で地域活性化臨時交付金事業が一つの大きな事業であり、そしてまた、地域情報基盤の整備が今回の補正の主な内容であるというふうなことをご説明申し上げながら、内容につきまして提案説明をさせていただいたわけですが、まず、地域活性化臨時交付金につきましては、平成21年度の国の補正予算に伴いまして、内容といたしましては地方公共団体が行います安全・安心の実現、あるいは少子高齢化社会の対応、地球温暖化対策など、これらについての臨時交付金というふうなことでございまして、これらの内容を提案するに当たりましては、当然ながらこの事業内容につきまして役場内全課に説明をしながら、提案をいただきながら、町が進めております行政施策に全般に反映ができるように提案をしていただきながら、中身を精査しながら今回提案を申し上げたというふうな内容のようなものでございます。

また、今回の補正内容につきましても、8月ご提案いたしました内容と同様に、これまで財源確保ができないことから、なかなか着手できなかった公共施設の整備等、維持管理等について今回重点的に予算を配分したものでございます。

特に単独事業では町営住宅、鳩岡住宅の屋根修繕でありますとか、あるいは老人ホームの施設の修繕、あるいは更新が遅れておりました、例えば交通指導車などの更新、あるいは長い間、施設を整備以来第3セクター等を始め、指定管理をいただいております町の施設の、例えばボイラーの更新でありますとか、この機会に何としても更新しなければ、なかなか財源の確保ができないというふうなこと等、中身を十分精査しながら、今回ご提案をさせていただいたというふうな内容のものでございます。

また、地デジ対応につきましても、これは、これまでの継続事業の中で、平成21年度国の補正予算等が前倒しで予算確保することができるというふうなことになったことに伴う対応でございます。事業費とすれば、今回の事業費で807,500,000円という多額の工事費をご提案させていただいたわけですが、これもすでに着手をしていた内容の、特に地上デジタル放送、テレビの放送等に併せました継続事業等につきまして、この予算をもって完成までこぎ着けたいというふうな内容のものでございます。

なお、雇用対策につきましては、私の方から提案説明の際に説明不足の点があったかと思っておりますが、これはお詫びをさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。今回の提案の内容につきましては、補正予算の中にも経済対策につきましては、一番下の欄に経済対策に伴う事業でありますということを今回から記載しながらご説明をさせていただいたところでございます。説明不足の点等につきましては、お詫びを申し上げながら、今後改善していくようにしてまいりたいというふうに思います。以上です。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、直接町民生活に関連する予算が少なすぎるのではないのかなというふうなことも、この予算書から見て当然言えるというふうに私は思っておりますが、もう少し内容を検討などをして、特に緊急雇用創出については、これで今年度の当初予算と今回の部分合わせても、いささかした雇用創出の予算額ではないのかなと、もう少し内容を検討するなどしたうえで、雇用面を多く出して、町民の方々に還元するような施策をとってもらわなければいけないのではないのかなと思うわけです。こういったような緊急雇用創出についても、もっともっと意を強くして、どのような事業で、こういったようなものが使えるのか、よく研究しながら、もっともっと雇用創出につなげるような施策を検討してもらいたいなど、このように思っております。

また、今国の2次補正でございますが、12月8日、7兆2千億円ほどの閣議決定されたという報道があるようでございますが、前年度の第1次補正ですか、それから今回の2次補正、こういったような部分で今回の補正予算との関わり、それからまた、次の補正にも多分出てくるのではないのかなと。次の補正については、この交付税等の関係が予想されるわけでございますが、そしてまた、新年度の予算の関わりも今回の第2次、国の補正が出されてくるわけでございますが、どのような見通しに立っているのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

国の第2次補正でございますが、これにつきましては政府が今、12月8日に閣議決定しておるわけでございますが、その中で真水といいますか、財政支出の分については7兆2千億円ということで、全体の事業規模では24兆4千億円ほどの規模になるということで、閣議決定されておるところでございますが、そういう中で、今地方交付税等も含めての話もございましたのでお答えさせていただきますが、その内容の柱といたしましては雇用、あるいは環境、そのほか地方支援というようなこと、6項目ほどあるわけでございます。その地方支援の中で、地方公共団体のインフラ整備といいますか、これらの支援に5千億円ほど、それから国税収入の減少に伴って、交付税の減少額の補てんということで、これにつきましては3兆円ほどということになっております。

それから併せて、何ていいますか、地方税収が減収するというようなことで、それらの地方に対する財政負担の対策ということになるわけですが、それらを含めて3兆円。全体として地方支援に係る部分は3.5兆円というような形の中に、国の方としては試算されているということのようでございます。

いずれ、今回そういう中で交付税の国税5税の約30パーセント、平均しますと30パーセントほどが、その交付税に法的に参入されるといいますか、積算される仕組みになっておりますが、それが3兆円ほども減っているという、税が減ったことによって減ってくるというようなことで、今回国の方で補正して、その負担を一般会計から繰り入

れるというような手続きを今回していただくという方向になっておるものでございます。

したがいまして、交付税の方の減額うんぬんかんぬんということにはならない状況になっておりますし、もう一つは法人税等で地方の部分が減少するわけでございますが、その分については減収補填債というようなことで、国の方でこれについても補てんするといえますか、対策を講じていただくというようなことになっておりますので、地方の分については、そういう交付税、あるいは税の部分については補てんされる仕組みになっておるといってございませう。

それから、インフラ整備の5千億円の分につきましては道路整備、あるいは、もう一つは老朽化した橋りょうの改修整備、さらには林道等の森林を守るといいますか、そういう視点での路網の整備等が主な町の方に関係する対策事業といえますか、そういったふうなものとしては、そのようなものが今考えられるのではないかなど、このように思っているところでございませう。

委員長（高宮一明君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

私の方からは8ページの歳入の部分と26ページ、今副町長、総務企画課長の方からも柴田委員の方に答弁ありましたけれども、今回かなり大きい交付金がきたことによって町で今まで、これからの計画の中に改修とか修繕を見込みながら予算措置できなかった部分が、この歳出の方にいろいろ出ておりますが、計画の方に載っていて、今回こっちの方にスライドしてきた部分というのは、どのくらいの件数になるのか。この地域活性化の経済危機対策と地域活性化の公共投資臨時交付金ですが、計画に載っていて、今回こういう大きい交付金が来たということで、計画の方からスライドしてきた部分というのはあるのか、その点についてお伺いします。

あと、サブセンター等の管理施設の方は11地区と二つの地域センターの方が水洗化されるということで、水洗化率はどれくらいになるのかお伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

これまでに計画をしてきたものから、件数にしてどの程度スライドして今回予算に反映されたものは、件数のご質問でございますが、この内容につきましては先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、やらなければならないと、ずっと考え、そして、それぞれ予算要求等もいただきながら、なかなか実施をできなくていった事業等が主な内容でございますが、実際に計画書から何件ということについて数を数えておりませんでしたので、ちょっと失礼させていただきますが、内容そのものは、ほとんどやらなけれ

ばならない、緊急性、あるいは必要性に迫られていたものを今回経済危機対策臨時交付金の中で実現しようというふうに考えたものでございます。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

サブセンター等の今回11施設について、合併処理浄化槽を設置するというご提案をいたしました。町内の町立コミュニティセンターという位置付けのものが24館ございます。その中で、すでに水洗化されておりますものが5館、5施設ございますが、今回11施設に合併処理浄化槽を設置をする。そのほかに、例えば四日市コミュニティセンターだとか、田子ふれあいセンターのように集排施設に接続をするということで、便器等の改修をする施設もございます。

そんなことから、トータルで見ますと、今回それぞれの自治会長さん、指定管理者となっている自治会長さん等のご意向調査も行いましたが、4施設ではその後の維持費等の問題から、もう少し水洗化は様子を見たいというところがございますので、24施設のうち4施設が、まだ水洗化をされないということになりますので、20施設が水洗化されるというふうになるものでございます。

委員長（高宮一明君）

山岸委員。

山岸はる美委員

サブセンターの方の、それは分かりましたが、全体的な町の方の水洗化率の方は、どのくらいの率なのかお伺いします。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

水洗化率のご質問でございますけれども、水洗化率と普及率との算出方法が若干違っておるわけでございます。水洗化率といった場合には町の人口が分母にくる部分でございますので、地区のセンターの部分が20か所増ということになりましたら、水洗化率につきましては、そんなに向上しないという状況でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。鈴木委員。

鈴木満委員

私からは12ページの備品購入、庁用車についてお伺いいたします。

説明ではハイブリット車ということで、おそらくトヨタのプリウスではないかなというふうに思っておりますけれども、非常に納車までかかるということで、21年度中に納車可能かどうかお願いいたします。

それと、この3,000,000円という金額の根拠についてお伺いしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

今回ハイブリット車に、庁用車1台更新したいというふうなことで予算提案させていただきました。

納車につきましては、車によっては年度内に納車していただくことは無理なものもあるというふうに思っているところがございますが、場合によっては、納車できないものにつきましては繰越事業という形で進めなければならないのかなというふうに思っておりますが、いずれ車種の選定につきましては、ハイブリット車の中から、予算の中で選定をしていきたいというふうに思っているものでございます。

今回3,000,000円ほどの予算としました根拠でございますが、特に車種等まだ決定したわけではないのですが、これまで町で管理しております庁用車につきましては、病院で使っております庁用車、すでに12月で廃車というふうなことにもなりましたし、それから、あるいは生涯学習、あるいは保健指導等で使っている庁用車等につきましても、何と申しますか、更新の時期にきているというふうなことから、総務企画課の方で管理をしながら、配車等につきましてもしていきたいということでございます。特に金額にこだわったものではありませんが、予算の範囲内でハイブリット車を更新してまいりたいというふうなことでございます。

委員長（高宮一明君）

鈴木委員。

鈴木満委員

私も、このハイブリット車には個人的に興味がありまして、いろいろディーラーさんを回ったりもしたこともあったのですが、例えばこれがプリウスだとしますと、3,000,000円と申しますと、非常にグレード的には上の方だなというように聞いたことがございまして、最低金額ですと、プリウスですと2,000,000円、一番売れているのが2,200,000円というグレードだということで、庁用車ですから、それほどグレード的には上ではなくてもいいのかなという感じもしておりますけれども、仮にトヨタとなりますと、今までプリウスですと2店のお店しか販売していなかったのが、今回からはトヨタ全店で販売可能ということになりましたので、本当に入札方法も非常に幅が広がるのではないかなと思っておりますけれども、この入札方法についても何か考え等がございました

ら、お伺いいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

庁用車を更新するときには入札をしながら車の業者と、納車業者と契約をするわけですが、入札そのものについては従来の方法で進める予定となっております、特に特殊な、特別な入札方法というものについては考えているところではありません。

委員長（高宮一明君）

鈴木委員。

鈴木満委員

この資料とは全く関係ないことで、最後改善してもらいたいという点でお願いでございますけども、この資料の中に車両用消耗品費というのがございます。たまたま、私建設水道課の方の林道の立ち会で現場の方にお伺いしまして、そのとき建設水道課の方が乗ってきた庁用車のホンダのCR-Vだったのですが、9月ころでございました。現場で車を見て、タイヤを見たのですが、タイヤのパターンが全くないと、これでは危ないですねと言ったら、なかなか総務企画課の方にもお願いしても許可が出ないということなので、今後そういうことのないようにですね、事故等にならないように、少し庁用車についても、タイヤは何とか改善していただくようお願いしまして終わりたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

公用車のタイヤの更新につきましては、やはり一番大事なところだと思っておりますし、タイヤの購入につきましては1年に1度になりますが、全課から希望のサイズ等を取りまとめまして、一括入札を行っているところでございます。タイヤだけに限っては非常に安全運転上重要な部分だと思っておりますので、委員からご提案いただいた内容を十分考慮しながら進めていきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

私は27ページの農道管理費の部分をお聞きしたいと思います。

説明では維持修繕費ということで、10 か所程度ということでございますけれども、今後これからの部分は、10 か所やって今後どのような申し込みというか、修繕をしなければならない箇所があるのかお伺いします。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

今回の農道施設の修繕でございますけれども、議案説明の際は10か所という説明でございましたが、全部で14か所に訂正をさせていただきたいと思います。江川地区、それから葛巻地区、田部地区に及ぶ14か所のものがございます、これまでの大雨等による補修に伴うものがございます、農地、農道等のパトロールの際とか、あるいは地域の町民の方からの電話等で指摘された部分の箇所でございます。気がついた部分につきましては、これですべてなのかなと思っているところでございます。

委員長（高宮一明君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

その部分については分かりました。

それで、さっきの山岸委員の質問にも関連するわけですがけれども、地区のセンターの水洗化ということで計画になっておりますけれども、農村センターといいますか、農村公園の水洗化については考えていないのかをお伺いします。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

中山間事業で整備されました農村公園のご質問かと思えます。中山間事業は、ご案内のとおり県営事業でございますけれども、現在中山間事業につきましても厳しく査定されている状況でございます。現在江川地区でも進めておるわけですがけれども、その際にはそういうふうな公園、あるいは駐車場、あるいはその道路といったものにも一定の基準が厳しくなっておるような状況でございます、農村公園につきましても水洗化の必要性は大変認めておるわけでございますけれども、現段階では、なかなか厳しいものがあるのかなというような感想をもっているところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方から 29 ページで 2 点ほど伺いたしたいと思います。

森林整備地域活動交付金で 2,500,000 円計上されております。それで、説明ではマイマイガの確認調査との説明を受けたわけですが、この、もう少し詳しい内容をお知らせいただきたいと思います。

それから次に、その下にございます森林整備加速化・林業再生事業費で 3,800,000 円の交流体験補完施設地質調査費と設計業務、これが計上になってございます。ちょっと私分かりづらいのですが、当初予算で農業振興費において、農林漁業体験交流施設として 55,000,000 円が計上されているわけですが、これとの関連はどのように見受ければよろしいでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

最初に森林整備地域活動交付金についてお答えします。

マイマイガの被害調査に対して交付されるわけですが、林家に対して、一昨年以来マイマイガが大発生したわけですが、その被害をかなりの部分で被っているわけですが、その被害を調査した場合、さらにその調査によって翌年度以降の再造林、再補植等を想定した被害調査ですが、1ヘクタール当たり 10,000 円が交付されるというものでございます。

それから、2点目の交流体験補完施設の関係でございしますが、今年度委員からも話がありましたように、現在くずまき高原牧場内に体験交流施設を整備してございます。くずまき高原には年間約 300,000 人が現在訪れているわけですが、そのうち約 1割の 30,000 人程度が体験学習を行う、正にグリーンツーリズムの拠点となっているわけですが、このグリーンツーリズムの体験、さらに農山漁村交流プロジェクトを始めとする体験学習の受け入れ、あるいは長期子どもキャンプ、サマーワンダーナリ、スノーワンダーランドの拠点の施設として、今年度この体験施設を整備してございます。

また、これまで畜産農家から強く要望のありました、屋根付きの共進会場の要望もあったわけですが、現在はこの体験施設では共進会の審査をする施設としても活用できる施設と思ってございます。今回補正でお願いしている補完施設でございしますが、共進会につきましては審査はできるのですが、審査前後といいますか、牛のつなぎ場の施設がないわけですが、そういった部分についても利用したいと思っている施設、今回の施設はそういった施設でございします。

今回の事業につきましては、都道府県に基金を造成しまして、定額補助によります間伐、あるいは間伐材の活用、さらには地域木材の良さ、PR等をしまして、木材の利用拡大を図るための施設ということでございます。そういった中での今回牛のつなぎ場、さらには和牛農家でも現在毎月和牛検定等が行われているわけですが、その場所等の選定で、なかなか苦慮しているわけですが、そういった部分での活用、

さらにはくずまき高原で開催されますイベント等で行われた場合の屋台村等々で活用できればなどと思ってございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

前段の森林地域整備のマイマイガの方の関係なのでございますが、そうしますと1ヘクタール10,000円、そうしますと、こういったような部分については林家に直接こういったようなものが町の予算を通じて入るものか、確認しておきたいと思えます。

それからまた、この体験学習の方ですが、ちょっと私要領を得なかったのですが、その当初予算でやった建物の中に、こういったような今回の補完施設が出てくるのか。それで、当初予算では農業振興費の方に計上になっておりますし、今回は林業費の方になっているというような観点から、ちょっと分かりづらいなというふうなことでございます。

それで、一般的に体験学習等の拠点施設にしたい。こういったような部分については、この体験学習とは、つまり宿泊施設なのか、休憩施設なのか、その役割はどのような拠点施設なのかも明確にさせていただきたいし、それから今回は屋根付きの共進会場というふうな、ちょっと今説明を受けたような感じはしますが、この関連についてはどのような形になるでしょうか。そしてまた今回は、あくまでも二つの設計業務の事業内容なわけですが、この本工事はどのような、今年度の当初予算でなったものが本工事というふうな認識でいいのか、もう一度確認をいたしたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

最初の林業整備地域活動交付金の関係でございますが、マイマイガ調査につきましては森林組合さんを通じて実施しながら、森林組合を通じて農家に交付される交付金でございます。面積が250ヘクタールを想定してございます。

それから2点目の部分でございますが、ちょっと大変失礼いたしました。説明不足の部分があったかもしれません。今年度整備している体験施設は、ひとつは本体と思ってもらえれば結構かと思えます。それに対して付随する、本体を正に補完する施設と提供いただければなどと思ってございます。屋根付きの施設ではありますが、宿泊ということではなくて、あくまでもイベント、あるいは体験をした際の活動の拠点ということでございます。それに伴いまして、今年度整備している施設とは別になるわけでございますが、正に補完する施設ということで、その施設では賅えない部分を現在の補正でお願いするものでございます。本体の分については農業費で予算をお願いしているわけでございますが、今回の分については林業サイドの事業でございまして、この事業は森林

整備加速化・林業再生事業ということで、今年度の補正事業として平成21年度から23年度までの事業として創設された事業でございます。

さらに3,800,000円お願いしているわけですが、来年度町の町村合併55周年であるわけですが、町村合併55周年事業の一環として、できれば岩手県のホルスタイン共進会の誘致もしたいなと思ってございます。県のホルスタイン共進会は8月に実施される予定になってございますし、また、来年度は5年に一度、全国ホルスタイン共進会が北海道で9月に開催される予定になってございます。そういった中で酪農の町としましても、岩手県のホルスタイン共進会を町に誘致し、より正に酪農の町、厳しい酪農の情勢を農家にももう少し、また夢を与えながらというような思いで、早くこの施設を整備し、この来年度の岩手県ホルスタイン共進会を葛巻で実施したいなと思ってございます。

そういった中で今回、今年度に調査設計をしまして、来年度早々に事業着工をし、完成し、先ほどいいましたホルスタイン共進会、さらには夏休み前に完了しまして、夏休みの体験等にも利用したいなと思っておるものでございます。

なお今回の施設につきましては、おおむね現在、設計も含めての結果になるわけですが、面積が約700平方メートル程度、牛の頭数でいきますと100頭から200頭程度のものを想定してございまして、事業費で大体40,000,000円程度を考えてございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

つまり、こういうふうなことですか。春に55,000,000円の体験交流施設を予算化したわけですから、そこでイベント会場とか、体験施設になりますよと。そして今回の予算は、そのイベントのうちにも、こういったような共進会も開けるような形での、今回整備するのを林業費でとったというふうに認識していいのですか。それとは全く別なのですか。その辺あたりが、ちょっと分かりづらい面があります。その関連をです、もう少し分かりやすくしゃべっていただければいいのですが、なんとなく私はそのように、今の答弁からして春の、この55,000,000円の予算額の中にはイベントとか体験施設が含まれていますよと、それで今回はそれに付随したような形で、その共進会場も併せて整備していきたい。それには林業費ですから、例えば木のいろいろなものを使ったような形で整備していきたいというような形になるのでしょうか。もう一度、すみませんがお答えください。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

今年度整備する施設は、共進会でいきますと審査会場になります。審査会場を想定している部分もございます。それが補助事業でしますと、農林サイドの補助事業で現在整備しているということでございます。

今回お願いしている分につきましては、共進会の中で牛をつないでおく場所ですね、正に補完的な部分ということです。そういった部分でも、これまでも農家からも、それにつきましても要望があったのですが、なかなかできなかった部分もありますので、今回21年度の国の補正事業として21年度から23年度までに、新たに林業サイドで創設された事業でございますが、地域の木材等を利用し、その利用拡大に努めながら整備できる事業が、たまたま創設されましたので、この事業を利用しながら、そういった牛のつなぎ場、あるいはさらに本体の、今年度整備している施設を正にもっと有効に利用できるような施設を整備したいというものでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大体分かりました。農業振興費と林業費、同じ農林関連事業なわけですが、こういったような部分については大丈夫、確信をもって整備できるのでしょうか。もう一度確認しておきたいと思います。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

先程来話してございますが、ちょっと納得といたしますか、説明不足の部分があるかもしれませんが、今回の部分につきましては林業サイドの事業ではありますが、目的は正に木材を利用して普及活動、また木材のPR、普及につなげる事業でございますが、利用目的、使用目的につきましては特段畜産サイドでの使用とか、イベントで使うことが駄目だというものではございません。一体的にそういった林業、木の良さを公共施設で活用できるのであればいいというものでございまして、定額の補助制度でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

28ページの江川地区の中山間地についてお伺いをいたします。

調査事業の負担金がすべて、1,500,000円減額になっております。その理由についてお伺いをしたい。それから、今後の見通しについて、現在分かる部分についてお伺いをしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

中山間施設、江川地区の負担金の減でございますけれども、去年、それから本年度と2か年にわたって計画を国の方に申請しておる段階でございます、昨年度は1,500,000円の負担金を支出いたしました。今年度の減につきましては、国の方で計画書の申請を認めていただいたというようなことで、国からその分が負担されるということで、町では負担しなくてもよいというもの減でございます。

あと、現在の計画の状況でございますけれども、隠れ里の水辺空間の整備等、それからあとは、防火水槽7基ほど予定しておりますけれども、それらがどういうふうな感じで必要性があるのかというようなところで、今一度検討をしておる段階でございますが、総体的に見まして順調にその部分もクリアできまして、順調にここの部分につきましては進んでいけるものかなというふうに考えているところでございます。

委員長（高宮一明君）

ここで11時20分まで休憩します。

（休憩時刻 11時08分）

（再開時刻 11時20分）

委員長（高宮一明君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑の方。姉帯委員。

姉帯春治委員

先ほどの共進会場のことでございますけれども、共進会場、または和牛の審査などもできる場所に使うということでございますけれども、前は共進会は東部で、岩手町の育苗センター、そこでやったわけですが、そして今はまた違う方に行っているようですけど、当初はすごくどろ沼のところをつなぎ場があったということでございますけれども、その点については舗装をやることになっていきますか。つなぎ場とか、共進会場はほとんど。そこを、ひとつお願いします。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

審査会場そのものも屋根付きでございます、下はアスファルト舗装でございます。

さらにつなが場として利用します、今回補正でお願いしている施設につきましても屋根付きで舗装の施設となっております。以上です。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず共進会場ということになりますと、やはり農林環境エネルギー課でも、かなり勉強していると思いますけれども、共進会については専門的な方々から、どの方向につながらよいか、立たせたらよいか、そこを研究しながらやった方がいいと思います。例えば、今まで小屋瀬の場所を借りていますが、太陽に向かって立たせると、牛は絶対そっちを向いてくれないと、光が眩しくて。だから、そういうことも検討しながら進めていただきたいなと思っています。終わります。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

審査会場につきましては、屋根付きでございますが、周りは支柱のみ、柱のみでございますので、そういった部分では太陽が入るとかということも懸念はされるわけでございますが、建設に当たりましては農家さん等の意向も聞きながら現在進めてございますので、今後ともよろしく申し上げます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

柴田委員の冒頭の質問に、ちょっと関連して質問させていただきますけれども、こういった多額の、めったにないような高額な補正予算、提案の仕方等について質問、質疑がありました。私もですね、例えば目的、あるいは提案の仕方、そういったことを考えると、前にも私ちょっと、いろいろと効果とか予算配分について、いろいろと異議を申し上げましたけれども今回もある。やはり、こういう仕組みに問題が、もしかしたらあるのではないかと。今回の補正予算の中身、そして提案の仕方、そして説明書の資料がこれでいいのかどうか。そういったものが、だれ一人発言できないような仕組みが、もしかしたらそこにあるのではないかと。本来はどなたでも気付いてもいいようなもののような気がしますけれども、これが繰り返されているようでは、やはり仕組み、システムに何かあるのではないかなというふうな気がしますけれども、予算編成に当たっての、その方法等で問題はないのか、実態と合わせて、その辺をお伺いしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

予算編成の方針、あるいは平成22年度に向けまして、すでに予算要求の内容等につきましても、それぞれ全課に説明をしながら、平成22年度の予算要求につきましても取りまとめてまいりたいと思っておりますが、従来どおりの方法で行うわけでございますが、特にこれまでと変わった仕組みというものを考えているわけではないですけれども、提案の仕方、資料等についての提出について、いろいろご質問、ご提案をいただいております。これにつきましては検討させていただきたいなというふうに思っております。特に今回大きな、特に地域情報に関しましては8億円からの補正ということで、大変大きな事業費とはなっておりますけれども、全体的な内容につきましては、すでにご理解をいただいているものと思っておりますし、併せまして柴田委員さんからの質問もありまして、やはり予算と条例案は一緒に提案すべきではないかというふうなお話等もいただきました。これらにつきましては、今回一緒に何とか提案できたというふうには思っておりますが、今後その辺につきましては検討させていただきながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程第2、議案第2号、平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号、平成21年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第3号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号、平成21年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第4号、平成21年度葛巻町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号、平成21年度葛巻町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第5号、平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号) を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号、平成21年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第6号、平成21年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号、平成21年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第7号、平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号、

平成21年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第8号、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず第2条についてお伺いをいたしたいと思います。今回新たに第2条に、この当該納期限後20日以内に督促状を発するものとするというふうなことでございまして、また、この納入期限は15日以内というふうなことでございまして、現在ではどのような事務処理の方法になっているのか。この条例がなければ、こういったようなものが活かされてこなかったのかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから2ページですね、第4条、滞納処分のところ、ここににつきましては新たに規定になった部分がございますけれども、例えばこの滞納処分に必要な情報は徴税吏員に引き継ぐものとするというふうな第1項の規定がございます。こういったような徴税吏員の定義はどのような方が徴税吏員の定義なのか、その点についてお伺いをいたしたいと思いますし、また、この徴税吏員、その権限が付与されているようでございまして、第2項では60日以内に滞納処分に着手しなければならないというふうな権限でございまして、その着手しないというふうな場合には、この徴税吏員はどのような責任を負うものなのでしょうか。この点についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

現在の税の流れでございまして、2条なりに明記になっておるわけではございますが、税につきましては15日以内に督促というふうなことで、現在もやっておるわけではございますが、明文化がなかったというふうなことで、ここに明文化したものでございます。そのような中で、現行の流れは、大筋今の流れのとおり行われるというふうなことでございまして。

滞納処分の引き継ぎでございまして、徴収対策本部等があるわけではございますが、そこでいろいろな滞納のケースを検討しておりますが、そういうふうなところで、次の方向性といえますか、を検討し、滞納処分といえますと、やはり非常に厳格なものであると理解をしておりますし、また適正に行わなければならないというふうなことでございまして、国税徴収法なり、町税法の滞納処分の例等を熟知しているといえますか、ノ

ウハウのあるといたしますか、そのような認証を発行されている者等に引き継ぎながら、その税の法則に則って事務を遂行するというようなことをしてまいりたいと思っております。

それから、そのような流れの中で60日以内にしなければならないというようなことで、定義付けになっておるわけでございますけれども、その責任につきましては、何といたしますか、処分するケース、不納欠損するケース、いろんなケースが出てまいるわけでございますが、そのときの判断によりながら、事務を遂行させていただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず第2条の関係ですが、現在もこのような取り扱いをやっているというふうなお話でございますが、何かやはり、よりどころがなければ強制力がない。この税外収入の場合でも、そのように言えるかと思っておりますが、何かのやはり、よりどころがあって現在も同じような事務処理を行っているのではないかなと思うのですが、その点もう一度確認をさせていただきたい、このように思います。

それから第4条の分では、先ほどの答弁でははっきりしなかったのですが、この徴税吏員の定義、これは町職員がなるのか。町職員以外からでも徴税吏員が任命されるのか、そのあたりをきちんと整理をしていただければ、すごく分かりやすいなということでございますが、もう一度お答えをいただきたい。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

定義でございますが、定義の中にやはり町の吏員でなければならないというようなことがございますので、あくまでも町の職員というふうに理解をしていただきたいと思っております。

日にちの根拠、よりどころにつきましては国税徴収法によるところでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

国税徴収法の規定に基づくというふうなことでございますが、いわゆる、これは町の収入でございますから、自分たちのこの条例で規定しなければ、そういったようなものは働かないような感じがしますけれども、それらの整合性はどのようにお考えでしょうか。

条例がないまま、これまでやってきたのか。それとも国税徴収法でも、こういったようなカバーをするような規定になっているのか、併せて確認をさせていただきたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

国税徴収法が基になっておるものでございますが、地方税法、または、そのような町の条例等に基づいて、改めて日にちを定めたものでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう一度確認しておきます。その条例に基づかなければ、こういったようなものはできませんよというふうな形になっているのかどうか。そのあたりをですね、きちっと明確にしておかなければ、国税徴収法は、あくまでも国税の分の、私はこういったような部分の対応の仕方だと思うのですが、そこをきちっと基礎的なものを考えておかなければ、間違った取り扱いになるのではないかと思いますので、もう一度。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それではお答え申し上げますが、これまでは国の徴収法に基づいて、それを準拠しながら進めてきたということでございますが、そして今ご指摘ありますように、この規定が今までなかったものですから、ここに規定をさせていただきますして、徴収をするものでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

2条、4条の流れについて確認させていただきますけども、まず当該納期限20日以内に督促状を発する。そして、督促状を発送してから納入期限は15日以内とする。そして、その4条を見ると、督促状の指定期限というのは多分発送の日から15日以内という、その15日のことかと思っておりますけども、それから60日以内に滞納処分に着手すると、そういう解釈になるのでしょうか。そうすると、引っ張って、引っ張って、ギリギリ

りまで引っ張ると3か月後には滞納処分というものに着手しなければならない。そういう流れになるものかどうか、ちょっと確認させていただきます。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

60日の件でございますが、督促状で指定した納期限後、最大で60日以内にその案件に着手しなければならないということでございますので、そのような解釈になると思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

今の質問に関連ですけれども、例えばこれは手数料として100円取るということがございますけれども、例えば4月ころ税を発行されて、そして、実は私は9月でなければ納入できませんよといった場合も、その督促状を出して100円取るのか。そういうことについては、どういうふうに考えていますか。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

切符の中には納期限が設定されてございますので、いずれ設定された日をひとつの基準といたしまして、納期から遅れれば督促状はすべて発行しておりますので、発行の実費というのですか、で100円はいただくようにしてございます。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今までも督促の部分については出していましたよということですが、それでは何年も滞納している方々にはどれくらいの手数料、その辺は基準といいますか、それはずっと、そういうふうな手数料を出して取っているのですか。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

手数料につきましては、1納期ごとに出しております、それにつきまして100円をいただいているということでございますので、正規の手数を何回もいただくというようなことはございません。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第9号、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

5ページの第5条、指定管理者についてお伺いをいたしたいと思います。この指定管理者制度を設けて、この施設を管理するというふうなことのようでございますが、この指定管理者はどのような方、業者を選定することになるのでしょうか。

また、この指定管理者の責務は非常に重いものが、この条文を見ますとあるようでございます。この管理はもとよりですが、利用料金の設定とか、審議会の庶務なども指定管理者が行う。そうしますと、当然のことながら、指定管理者にふさわしいような方が管理者にならなければ、この業務は遂行できないというふうに思われるのですが、この指定管理者の資質、選定、そういったようなものはどのようにお考えになっているのでしょうか。

それから第9条でございますが、この加入負担金と利用料金、9条と10条で分けているようでございます。加入負担金は63,000円を納付しなければならないというふうなことで、但し書きがありますけども、すでに引き込み工事がされている家屋等における場合の加入負担金は町長が別に定めるというふうなことになるようでございますが、これに併せまして、この加入負担金については、一番最後の8ページに附則の中に加算負担金の特例というふうなことがありまして、22年3月31日までの期間中に

第7条の加入申込みをした者に限り、第9条において納付すべき加入負担金は、その納付を要さないということで、つまり、現在この3月31日まで、こういったようなものの手続きをとれば、いらないというふうなことでございますが、こういったような意味に私は受け取っているのですが、それでよろしいのか。

また、なんか、すでにチラシが回って、この63,000円を納付しなくてもいいですよというふうな記憶はございますけども、こういったような決まらないままに、そういったような、もしもチラシが出回っているとすれば、こういったような、やはり決定事項をしたうえでなければ、そういうふうなものはやられないのではないのかなと思うのですが、その見解についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、第10条の第3項においては、利用料金は月額1,000円を上限に指定管理者が定めると、町長が定めなくて指定管理者が定めると、ただ、定める際には町長の承認を受けなければなりませんよというのが、第3項の規定のようでございますけども、これは一律に町内各家庭が、一律この1,000円になると思うのですが、実質的に指定管理者が定めるような部分については、一律的な考え方なのか。それとも、500円になるところもあれば、800円になるところもあれば、1,000円になるところもあるのか。その辺の見通しは、どのようにお考えなのか。まず、最初にその点についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

まず、指定管理者の選定につきましてのご質問をいただきました。やはり、今回有線によるテレビ放送を町の方で行うと、その際に指定管理者によって行わせるというようなことを、今回ご提案しているわけでございますが、こういう技術、ノウハウを持っている業者というのは、そんなに多くはなくて、すでに、そういうサービスを行っているところでは、旧都南村で行っておりましたケーブルテレビを取り扱っている業者ですとか、あるいは、すでに先進地では遠野市とか、いろいろ、そのノウハウを持っている業者が指定管理者、あるいはそういう形で、委託という形で入ってきているわけでございますが、そんなに多い業者ができるものとは思っていないわけでございまして、そのでできるノウハウを持っている業者を選定いたしまして、指定管理者に指定をいたしまして、町民の皆さんに、この情報基盤に関わりますサービスというふうなものを行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、加入負担金につきましては、柴田委員さんからご質問がありましたとおりでございまして、22年3月31日までに加入申込みをされた方は納付を要しないということでございまして、これにつきましてはそのとおりでございます。

それから、利用料金につきまして、指定管理者が定めるというふうなことでございますが、これは条例で上限を1,000円というふうに定めて、その範囲内というふうなことになるものでございますが、あくまでもこれにつきましては、細部にわたりましては、

今後指定管理者が選定されたあと、サービス内容、あるいはその運営費に係ります点等をご提案いただきながら、その内容につきましては決定していくというふうなことになるものでございます。また、料金につきましては減免規定等もございます。これらに合ったような形で規則で定めていきたいというふうに思っているところでございます。

加入負担金については、納付をしなくてもいいという情報につきましては、私も全員協議会等では、そういう形でご説明をされたというふうに認識しておりますが、町民に対しましては、この条例の設定をもちまして、今後1月から2月にかけて町民に対して、そのサービス内容、あるいは加入負担金、あるいは利用料金等につきましてもご説明をしながら、理解をいただいてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

全員協議会で説明すれば、何事も出るというふうなことは、あくまでも、あれは事前説明なわけでございまして、その辺のところも、やはり慎重のうえには慎重を期していただいて、やはり住民の方々にこういったようなものを、チラシがもし出回っているとすれば、無料とかそういうふうな部分については、負担はないというふうな形になるわけではございますけれども、慎重にやはり内部検討すべき問題ではないのかなど、私はそう思っております。我々に説明していただいたのは、あくまでも、あれは非公式の説明でございまして、事前にそのような流れになるのだなというふうな形でのあれなわけですから、もしも、これを早くやりたいのならば、このような条例をもっと早く出せば別にいいわけですから、そういうふうに私は思うのですが、どうでしょうか。

それから、この利用料金などの滞納があるような部分については、指定管理者が利用の停止とか加入の承認の取り消しをできるというふうな、こういったような権限も付与されているわけですが、こういったような部分では、この審議会にも、こういったような利用料金の部分については、どのような形で反映されていくように考えておられるのか。審議会との密接な関係も深いわけですから、そのような部分はどのようにお考えになっているのでしょうか。

それからまた、審議会は委員7人で組織するというふうなことでございますけれども、これは、この委員7人、こういったような審議会の委員構成はどのような方々で組織を想定しているのか。地域の方々だけでやっていくのか、専門家の方々が入ってくるのか、そういったような部分については、どのようなお考えでしょうか。以上です。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

加入負担金につきましての事前説明につきましては、委員がご質問されたとおりだと思います。条例設定後に正しく説明して歩くということが原則だろうと思います。そういう形で1月から2月にかけて説明をさせていただきたいと思います。

それから、審議会の会議、あるいは審議の内容等についてでございますが、審議会につきましては、これは放送法だったでしょうか、放送すること自体を、やはり適切な放送内容にするために、やはり審議会を置かなければならないというふうなことでございまして、これに基づきまして、やはり放送内容について、しっかり審議していただきながら、あるいは放送していくということが必要条件になろうかというふうに思っているところでございます。

それから、審議会7名につきましては、どのような形で選定されるのかということでございますが、そこまでちょっと、まだ詰めておりませんので、これにつきましてはもう少し検討してから決定したいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

関連して質問させていただきますけれども、条例が設定されて、そして年明けから説明をして歩くという中で高齢者ですね、説明会等にも来られない人は高齢者の方だろうと思います。そして、一番今不安に思っているのは高齢者の方。そういう中で、今年ですけれどもNHKから、例えば地デジ対応のための、今のテレビでも見られますというチューナーの無料貸与、これは生活保護なんか受けている方に行っているようですけれども、どこからその情報を得て、直接発送しているか分かりませんが、実際にNHKが無料貸与の申請書を配っている、発送してその貸与、サービスの一環だろうとは思いますが、いわゆる相手が相手です。いわゆる個人情報は何らかの形で、いわゆる公表されてそういう、いいことだろうけれども、これについては町として関わっているのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

チューナーの無料配布につきましては、元々地上デジタル放送開始そのものは、国が法律を定めて、23年7月にはということ決定されたものでございます。これは国の責任の範囲において、例えば生活保護者の世帯とか、その無料配布される対象者の人ということにつきましては決定されているというふうに聞いております。町の方で特にそういう人たちに対しての斡旋とか、申し込みをなさうとかいうことは、今現時点ではしていないところですが、併せまして説明会にはそういうことも、町の方の説明会には、

やはりそういうこともしていかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

先ほど言いましたように、説明会に来られない人たちはそういう方々なのですよね。したがって、これは関与すべきだと思います。実際に来た人、来てない人があるわけで、その違いが非常に、文章には書いてありましたけれども、その人たちにすれば理解できないところも、微妙な差があるのですよね。したがって、実態をですね、国の方としても十分地域住民の、そういった方々の実態というのはつかんでいないと思いますので、そういう基準を見て、照らし合わせて、この町内のそういう世帯、対象になったけども、実は見落としていたとか、そういうことのないように、それも住民サービスの一環だろうと思いますので、そういう意味では正しい形で関わっていただきたい。説明会には来られない人が多いのですよ、そういう人は。それを、ちょっとお願いしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

橋場委員さんからの住民に対する、やはりサービスというふうなことで、これは町の方で責任をもって把握して、そういう人たちは漏れなく、そういうサービスの提供が受けられるようにと、そういう配慮をしてくれということでしたが、それにつきましては十分私たちも配慮しながら進めてまいりたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため、1時30分まで休憩します。

(休憩時刻 | 2時03分)

(再開時刻 | 3時30分)

委員長 (高宮一明君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に日程第10、議案第10号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第11号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に日程第12、議案第12号、岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に日程第13、議案第13号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。鳩岡委員。

鳩岡明男委員

このパソコン、プリンタ、いろんな電気の機器の購入でございすけども、町内の電気屋さん全部が、その入札の段階で入っているものであるか。

そしてまた、何社くらいの会社の中での入札であったか、お聞かせいただきたい。

委員長(高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長(村上久男君)

まず議案第13号に関わります財産の取得に関してございすが、これにつきましては指名業者は4社でございまして、これにつきましては町外の業者4社となるものでございす。

併せまして、次の議案の議案第14号に関わります指名業者でございすが、町内の業者、電気業者3社となっているところでございす。

委員長(高宮一明君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第13号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に日程第14、議案第14号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第14号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に日程第15、議案第15号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件ですので、質問は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第15号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩します。

(休憩時刻 | 3時40分)

(再開時刻 | 3時41分)

委員長 (高宮一明君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

以上で、輝くふるさと常任委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで、輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦勞様でした。

(閉会時刻 | 3時42分)